

静岡地方裁判所委員会議事概要
(静岡地方裁判所委員会事務局)

平成21年6月23日(火)午後3時から静岡地方裁判所において開催された第13回静岡地方裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

出席した委員

相原惇一、海野要三、大石司朗、大多和暁、大村慎一、勝山啓子、加藤清隆、桜井典子、島田健一、長谷川憲一、福田剛久(五十音順、敬称略)

議事

1 新委員の紹介

- (1) 3月25日付け任命 福田剛久委員
- (2) 5月18日付け任命 大村慎一委員

2 委員長代理の氏名

地方裁判所委員会規則第6条に基づき、福田剛久委員を委員長代理に指名

3 法テラスの概要、活動内容について

法テラスの概要、活動内容について、日本司法支援センター静岡地方事務所河村正史所長から説明

4 意見交換(○:法テラス関係者、△:委員)

- △ 県内の弁護士の過疎地は、どの辺りなのか。
- 島田地区及び西伊豆地区が手薄であるが、弁護士も増加しており、現在、特に問題となっていることはない。
- △ 当番弁護士制度と被疑者国選制度の違いは、どの辺りにあるのか。
- 当番弁護士制度は弁護士会で行っている制度であり、被疑者に勾留請求があり、勾留された場合、その被疑者の求めに応じて、1回だけ当該被疑者と接見するというものである。一方、被疑者国選は、被疑者が勾留され、被疑者から弁護を依頼され、かつ、被疑者の被疑事実が被疑者国選の対象となっている場合に、国選弁護人となる制度である。ちなみに、静岡は弁護士の待機制を行っているが、これは全国で5番目に行ったものである。
- △ 当番弁護士制度は、元々は被疑者国選制度がなかったので、弁護士会が独自に行っていたものである。その後、被疑者国選制度が創設されたので、その後は、この制度でまかなうこととなったものである。
- △ そのようなサービスは非常にありがたいものだと思う。
- △ 法テラスの情報提供業務にみる認知媒体につき、紹介元機関として裁判所とあるが、静岡、沼津及び浜松についてばらつきがある。これはどのようなことなのか。
- 静岡の裁判所が少なく、沼津及び浜松の各裁判所が多くなっているが、たらい回しによるものではないと認識している。しかし、関係機関からのたらい回しについては、常に心配しておかなければならないと考えている。
- △ 自治体が紹介元機関の場合は、自治体の相談窓口から紹介を受けるものなのか。
- そのとおりである。

- △ 内容によっては、法テラスは、さらに自治体に回すこともあるのか。
 - そのようなパターンもある。
 - △ スタッフ弁護士は、いわば法テラスに就職した弁護士を意味するものなのか。
 - そのとおりである。法テラスのスタッフ弁護士として登録する者の中には、就職先がなくて登録する弁護士もいる。
 - △ 最初に法テラスのスタッフ弁護士として登録した場合、その弁護士は法廷に立ち会う機会がなくなるのか。
 - そのようなことはない。しかし、現状は、いわゆるイソ弁から始めて弁護士業務を学び、その後に独立するという形態がとられているが、弁護士1年目で法テラスの業務がこなせるのかという問題は否めないと考えている。個人的には、各弁護士会の中でもまれた人と一緒に仕事をして、常識等を身につけたほうがよいのではないかと考えている。
 - △ 将来的には、法テラスのスタッフ弁護士は10人程度になると聞いているが。
 - 静岡に何人配置されるかは未定であると聞いている。しかし、静岡は東京に近いので、人気があるようである。
- 5 次回テーマについて
- 前回の委員会の際、次に取り上げるテーマについてアンケートを行ったが、その結果は次のとおりである。この中から10月から11月の間に、一つのテーマを取り上げたい。
 - テーマ
 - 新庁舎の利用
 - 医療関係訴訟について
 - 被害者支援の現状について
 - 裁判員制度について
 - 少年事件の現状等について
 - 次回のテーマは被害者支援の現状とし、関係弁護士及び被害者支援センターのスタッフの方を招へいすることに決定。
- 6 次回期日
- 平成21年10月29日（木）午後2時